

## 2023年度「パソコンスキルアッププログラム」利用規程

### 1. 受講契約の成立

1) 島根大学生生活協同組合（以下、生協という）が運営する「パソコンスキルアッププログラム」（以下、本講座という）は、本規程により取り扱いをします。本規程に定めなきものについては、島根大学入学準備サイトおよび生協の内規等の定めによるものとします。

2) 生協の組合員および島根大学入学予定者（以下、組合員という）が本規程に合意し、2023年度総合申込書またはVsignサイトで申込手続きを完了し、生協より購入予約明細書および当書面を送付した時点で受講契約が成立します。

### 2. 役務（権利）の内容

#### 1) 役務の種類：

(1) 2023年4月～7月に計8コマの講座グループ形式での基本講座。講座は1コマ90分。週1回、(希望により)決まった曜日に受講していただきます。

(2) Microsoft Office 学習ソフト「ナレロー 成績上々」の活用。

2) 役務をおこなう者：島根大学生協が指定する講師および講座スタッフ（学生スタッフ）として認められた者。

3) 使用するテキスト・教材等：  
・ナレロー 成績上々

### 3. 役務の対価（権利の販売価格）

受講料 消費税込価格 33,000 円  
本体価格（税別）30,000 円+10%消費税 3,000 円  
<本体価格の内訳（税別）>  
A) 諸費用（事務手数料） 6,500 円  
B) ナレロー 成績上々 3,500 円  
C) 講座運営料・講師料 20,000 円（1コマ単価 2,500 円×8コマ）

### 4. 上記の金銭の支払時期

お支払いは2023年4月2日（日）までにお済ませください。分割払いを希望の場合は大学生協ローンの手続きをお願いします。

### 5. クーリング・オフに関する事項

イ) お申し込み後に生協より購入予約明細書と併せて本書面を送付しますので、書面を受領した日から起算して8日間は申込者は書面によりクーリング・オフをおこなうことができます。

ロ) クーリング・オフは、申込者が、その契約の解除をおこなう旨の書面を発送した時に、その効力を生じます。

ハ) クーリング・オフがあった場合には、生協は、申込者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求することができません。

ニ) クーリング・オフがあった場合において、既に役務が提供されたときにおいても、生協は、申込者に対し、その役務の対価その他の金銭の支払いを請求することができません。

ホ) クーリング・オフがあった場合において本役務の代金を受領しているときは、生協は申込者に対しその代金を返還します。

### 6. 講座の解約に関する事項

クーリング・オフ期間経過後においては、申込者は退学などやむを得ず講座を受講できないような特別な事情がない限り、講座の解約をおこなうことができません。

### 7. 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、代表者の氏名

事業者：島根大学生生活協同組合  
住所：島根県松江市西川津町1060  
電話：代表 0852-32-6240

担当部署：松江ショップ 0852-32-6242

代表者：代表理事（専務理事）吉谷 淳

### 8. 本規程の変更・改廃

1) 生協は、必要と認めた場合、本規程の改定を行うことができます。なお改定を実施するときは、生協は1か月前までに生協施設内への掲示および生協のWebサイトにて告知することとし、改定後は、全ての受講者に適用されるものとします。

2) 本規程の改廃は、生協の理事会の議決によります。

### 9. その他

1) 講座指導のノウハウや教材の著作権は島根大学生協に帰属します。

2) 個人情報は島根大学生協の個人情報保護方針に基づき管理します。

3) 申込者は受講の権利を他者に譲渡することはできません。

4) 本規程に定める事項について疑義が生じた場合、その他規程に関して紛争が生じた場合は、両者協議の上解決するものとします。

5) 本規程に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

### 10. 附則

1) 本規程は2022年12月1日に改定し、2023年2月1日から施行します。